

Q&A よくある質問と回答

後期高齢者医療制度について皆さんから寄せられる質問と広域連合の回答をまとめました。今後も制度に関するご質問などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

保険料について



質問

保険料を納めると税金は安くなりますか。



回答

1月1日～12月31日までに、納付された保険料は全額、その年分の所得税・住民税の控除の対象(社会保険料控除)となります。

公的年金などからの天引き(特別徴収)で納付された場合は、年金受給者の社会保険料控除として申告できます。

納付書や口座振替(普通徴収)により納付された場合は、実際に納付した方の社会保険料控除になります。



質問

他の都道府県へ引っ越しをすると保険料はどうなりますか。



回答

保険料は、制度加入者(被保険者)が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなります。「均等割額」と「所得割率」は、各都道府県ごとに決められます。

このため、引っ越しをされた都道府県の住所地で新たに保険料が決定されますので、保険料がこれまでと同じとは限りません。



質問

県内で別の市(区)町村に引っ越しをすると保険料はどうなりますか。



回答

原則、県内は同じ保険料率のため、保険料額に変更はありません。ただし、旭市、匝瑳市、東庄町、芝山町へ引っ越しをする場合は、保険料額が変わります。



質問

平成24年度の保険料の通知はいつ届きますか。



回答

保険料は毎年7月に計算を行った後に、保険料額通知書をお送りします。年度途中(7月以降)に制度加入者(被保険者)となった方には、加入月の翌月以降にお送りします。

保険料を年金から天引き(特別徴収)されている方は、4月～8月は2月の保険料と同額を天引き(仮徴収[※])します。10月～翌2月は7月に決定した保険料額から、4月～8月分を差し引いた残額を3回に分けて天引きします。

なお、7月に計算した保険料額によっては、天引きの回数が少なくなることや保険料が還付されます。

※仮徴収とは

保険料は前年の所得額等をもとに計算しますが、年間の保険料額は、前年の所得額等が確定する7月まで決まりません。

仮に、保険料額が決まってから天引きを開始すると、10月～翌2月の3回で徴収することになるため、1回当たりの天引き額が高くなります。1回当たりの天引き額を少なくするため、4月～8月は「仮の保険料」として、2月に天引きした金額と同額を天引きしています。



質問

保険料を支払えない場合はどうしたらよいですか。



回答

納付が困難な場合などは、お早めに市(区)町村の窓口にご相談してください。

災害などの特別な事情がなく保険料を滞納したときには、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証が発行されます。また、特別な事情のある人を除いて滞納が1年以上続いた場合には、保険証を返還してもらい、資格証明書が交付されることがあります。

お問い合わせ 資格保険料課 ☎043-308-6768

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除の期間が延長となりました

震災により被災した後期高齢者医療被保険者で「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」をお持ちの方は、「免除証明書」の有効期限が「平成24年9月30日まで」(※)延長となりました。一部負担金の免除の有効期限に「平成24年2月29日まで」と記載されている「免除証明書」でも、平成24年3月1日以降も引き続き使用することができます。(入院時の食費・居住費、柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧

師、はり師、きゅう師による施術等の免除は、「平成24年2月29日まで」で終了しました。)

※東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域(警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット))のすべての被保険者の方は「平成25年2月28日まで」です。

お問い合わせ お住まいの市(区)町村または資格保険料課 ☎043-308-6768